

抗 議 文

(統一教会の名称変更申請の認証について)

2015年9月25日

文部科学省大臣 下村博文 様

文化庁長官 青柳正規 様

文化庁宗務課 担当課長 御中

全国靈感商法対策弁護士連絡会

代表世話人 弁護士 中 村 周 而

代表世話人 弁護士 河 田 英 正

代表世話人 弁護士 平 岩 敬 一

代表世話人 弁護士 郷 路 征 記

(連絡先) 東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル5階

東京共同法律事務所

TEL 03-3341-3133 FAX 03-3355-0445

事務局長 弁護士 山 口 広

第1. 講義と申入

文化庁（宗務課）は、当連絡会の再三の申入れ、特に本年3月26日付の申入書
を無視して、本年8月27日に統一教会の名称を「世界平和統一家庭連合」に名称
変更する申請を認証しました。当連絡会はこのような消費者被害と人権侵害を増長
させる行政処分に強く抗議します。

文化庁（宗務課）は、上記名称変更のために、数々の判決で認められてきた統一
教会による正体隠しの不法な伝道活動が助長されるという問題について、どのよう
にお考えでしょうか。

また、上記認証をしたことにより、今後さらなる正体隠しの伝道活動による被害
の拡大を主務官庁としてどう抑止するおつもりでしょうか。また新たな被害の発生
やその拡大が生じた場合、その責任をどう考えていますか。

本年10月7日（水）午後1時30分に宗務課に弁護士3名で訪問致しますので、
然るべき回答をなされるようお願いいたします。

第2. 理由

1. すでに本年3月26日付申入書に明記しているとおおり、統一教会信者による
組織的正体隠しの「伝道」と称する、ビデオセンター、文化フォーラム、サー
クル会等への正体隠しの誘いこみが、全国各地でさかんになされています。ビ
デオセンターに通い始めた市民はそこが統一教会の教義を教え込んで信者に
し、際限のない献金を繰り返させることで、家庭破壊や人生破壊に至り、ひ
いては加害者（勧誘する側）になることを全く知らないまま、自己啓発やサー
クル的婦人の集まりなどと誤信して深入りさせられています。

資料1をご覧ください。統一教会は本年7月時点でも、このチラシのように、
統一教会の勧誘窓口であることを隠して「講演会」と称して市民を誘っていま
す。

資料2は、全国各地で多くの人家にポスティングしている往復はがきです。

これでさえ、カルト的宗教団体への勧誘と気付かず誘いにのってしまう人がいるのです。

資料3は、統一教会西東京教区内の内部資料で、元信者から提供されたものです。2012年11月や2013年1月の献金を集める目標額や実績が数字で示されています。

このように名称変更前においてさえ、統一教会はその正体を隠して勧誘活動を「伝道」と称して行ってきたのです。

「統一教会」と「世界平和統一家庭連合」が、同一組織であることを知っている一般市民は皆無です。今回の名称変更のために、特定宗教団体であることさえ判らない表示で勧誘がなされるようになることが正当化されるので、これまで以上に被害が拡大することが憂慮されるのは当然のことです。

2. 同封の札幌地裁平成24年3月29日付判決の抜すいの傍線部分（256ないし261頁）を一読ください。

勧誘される市民の信じない自由、適正に信じる宗教を選ぶ権利が、現在の統一教会の勧誘手法では侵害されていることが明確に認定されています。このような認定はすでに多くの判例でなされていることです。

念のため札幌高裁平成25年10月31日付判決の抜すいも同封します。この判決の傍線部分（11ないし12頁）でも同様の正体隠しの勧誘の違法性が明示されています。

3. 平成26年7月10日付鳥取地裁米子支部での和解において、被告国は資料4のとおり、「適切にその職務を行っていくことを確認」されました。これは主務官庁たる文化庁（宗務課）において、被害抑止のための措置を適切に講じることを誓約したものと理解されています。

このような和解の趣旨にかんがみれば、今回の認証は明らかに和解の趣旨に反します。

また、被害抑止のための措置は、事実上の非公式の指導・調査ではなく質問

権の行使をはじめとする行政処分が必要であると考えられます。

4. このようなことについて出来る限り率直に協議するため、本年10月7日（水）午後1時30分に当連絡会の弁護士3名で伺いますのでよろしくお願い致します。

添付資料

- | | |
|-------|----------------------|
| 資料第1号 | 教育センター・プライムの講演会のチラシ |
| 資料第2号 | 豊中教会のブライダルセミナーの往復はがき |
| 資料第3号 | 西東京教区・杉並教会の戦略書なる表 |
| 資料第4号 | 和解調書 |
| 資料第5号 | 札幌地判平成24年3月29日抜すい |
| 資料第6号 | 札幌高判平成25年10月31日抜すい |